

## 宮城県松くい虫防除対策協議会会議録

- 日 時 令和7年11月18日（火）午後1時30分から午後3時まで
- 場 所 宮城県行政庁舎12階水産林政部会議室
- 出席者 別紙出席者名簿のとおり

### 1 開 会

司会

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。  
定刻となりましたので、ただいまから、宮城県松くい虫防除対策協議会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます宮城県水産林政部森林整備課の八巻と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。  
会議を始めます前に、お手元に配布しました資料の御確認をしていただきたいと思います。

(資料の確認：略)

それでは、本日の協議会に出席された委員の皆様につきましては、お手元に出席者名簿を配布してございますので、御確認いただき、御紹介は省略させていただきたいと思います。

本日の協議会は宮城県情報公開条例第19条に基づき、公開となっておりますことをお知らせいたします。

それでは、開会に当たりまして、森林整備課長の猪内から御挨拶申し上げます。

### 2 挨 捭

猪内課長

ただいま、紹介がありました、宮城県水産林政部森林整備課長の猪内でございます。本来であれば、本協議会の委員である部長の中村から挨拶を申し上げるところですが、公務のため、私から一言御挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中、宮城県松くい虫防除対策協議会に御出席いただきありがとうございます。

さて、本県民有林の松くい虫被害の状況ですが、令和6年度の被害量は対前年度比97パーセントとなる8,280立方メートルに減少しました。

一方、本県の重要松林であり、国内有数の観光地である特別名勝「松島」地域の被害量は令和6年度には対前年度比107パーセントとなる3,441立方メートルに増加しており、油断を許さない状況が続いております。

このため、皆様の御理解、御協力を賜りながら、引き続き薬剤散布や伐倒駆除などの対策を総合的に実施し、被害の減少に努めて参ります。

本日御協議いただく案件は、松くい虫対策の実施対象区域となる高度公益機能森林の区域の変更及び森林病害虫等防除法に基づく令和8年度農林水産大臣命令の

区域指定に加え、仙台森林管理署様から御説明いただく宮城県内国有林における高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域指定（案）についての3件でございます。

本日は、委員改選後、初の協議会開催となります。松くい虫防除対策の更なる推進に向けて、忌憚のない御意見を賜りますとともに、今後とも松くい虫防除対策への御協力をお願ひいたします。

司会

(日程説明：略)

なお、協議事項（1）、（2）については、本日いただいた御意見を踏まえまして、令和7年12月に開催予定の宮城県森林審議会に諮問することとなりますので、よろしくお願ひいたします。

議事に先立ち、協議会の設置趣旨及び協議事項につきまして事務局から説明させていただきます。

事務局（木村技術主任主査）

(別添参考資料に基づいて説明)

### 3 会長及び副会長 の選出

司会

それでは、議事に入りますが、宮城県松くい虫防除対策協議会の設置要領第5条の規定により、協議会は会長が主宰することになっており、会長に議長をお願いするところですが、現在の委員の任期が令和7年10月20日からの3年の任期となっておりまして、本日の協議会が委員御就任後の最初の協議会となりますので、会長、副会長とも不在となっております。

つきましては、会長、副会長が選出されるまでの間、宮城県水産林政部長代理であります猪内課長が仮議長となって議事を進めてまいりたいと思いつますので、御了承をお願いします。

それでは猪内課長、仮議長をお願いいたします。

猪内課長

ただいまから、暫時の間、議事の進行に当たらせていただきますので、よろしく御協力をお願いします。

3の「会長及び副会長の選出」についてですが、会長及び副会長は、宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領第3条の規定により、委員の互選によって定めるとなっております。

会長、副会長の選出について委員の皆様から何か御意見がございましたら、お願いします。

宮城県森林整備事業協同組合  
鎌田委員

事務局案があればお願ひします。

猪内課長

事務局から何か案はありますか。

事務局（水田班長）

事務局からということですので、会長には、宮城県森林組合連合会の大内伸之委員にお願いしてはどうかと思います。

大内委員は、松くい虫防除対策を現地で実施している森林組合の連合会の会長であり、協議会の趣旨である「松くい虫被害対策の適正かつ円滑な実施」にあたって適任と思われることから、大内委員を御推薦したいと思います。

また、副会長には、仙台森林管理署の飯島康夫委員にお願いしてはどうかと思います。飯島委員は、本県国有林における松くい虫被害対策を行っている国組織の代表であり、同様に協議会の趣旨に照らして適任と思われることから、飯島委員を御推薦したいと思います。

猪内課長

ただいま、事務局案が示されましたか、いかがでしょうか。

委員一同

異議なし。

猪内課長

異議なしの声がありましたか、事務局案のとおり決することによろしいでしょうか。

委員一同

(賛同)

猪内課長

それでは、皆様の御賛同をいただきましたので、会長は宮城県森林組合連合会代表理事長の大内委員に、副会長は仙台森林管理署長の飯島委員にお願いいたします。

これをもちまして仮議長の務めを終えさせていただきます。

御協力ありがとうございました。

司会

それでは、会長、副会長が選出されたので、席を移動いただきたいと思います。

ここで、新しく会長になられました大内委員から就任の挨拶をいただきたいと存じます。

大内会長

ただいま会長に仰せつかりました、大内でございます。

私も、森林組合系統を中心とした防除対策の実施主体として、石巻地域を中心に、

県や市町と連携しながら松くい虫被害の防除対策に取り組んでおります。

本県は、特別名勝「松島」地域や気仙沼地域など、松林を主体とする景勝地が数多く存在していることから、対策の手を緩めることなく、防除を進めていく必要があります。

松くい虫被害対策は、マツノマダラカミキリが羽化脱出する前の適期・適切な処理を、確実に実施していくことが最も重要であります。関係者が一丸となり、適切な防除対策を継続して実施することで、松くい虫被害を終息の方向に向かわせることができます。

本日は、お手元の次第にありますとおり3つの事項について協議をいただくことになっております。委員の皆様方のから忌憚のない御意見をいただき、当協議会の目的が十分に果たせますようお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

司会

ありがとうございました。

それではここからは大内会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

大内会長よろしくお願ひいたします。

#### 4 協議事項

大内会長

それでは議事を進行させていただきます。

早速ですが、協議事項に入りたいと思います。4の協議事項、民有林関係（1）高度公益機能森林の区域の指定（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（水田班長）

4の協議事項民有林関係（1）高度公益機能森林の区域の指定（案）についての御説明をさせていただきますが、まず、松くい虫被害の現状などを御理解いただくために、当県の松くい虫被害の現状について担当職員から説明させていただきます。

事務局（木村技術主任主査）

（別添参考資料に基づいて説明）

大内会長

ここまでで御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

飯島副会長

山形県の被害量が急激に増えたのはなぜか。

事務局（水田班長）

山形県の被害は、主に酒田から鶴岡の海岸防災林で急激に広がっている状況です。一般的には、降水量や夏の高温等の気象条件が関係していると思われますが、詳しい原因は不明です。

大内会長

他によろしいでしょうか。それでは続きの説明をお願いします。

事務局（水田班長）

それでは、協議事項（1）高度公益機能森林の区域の指定（案）について御説明さ

	<p>せていただきます (別添資料 1に基づいて説明)</p>
大内会長	事務局から説明がありましたが、御質問等がございましたらお願ひをいたします。 御質問がないようですので、協議事項民有林関係（2）令和8年度農林水産大臣命令の区域（案）について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局（水田班長）	それでは、（2）令和8年度農林水産大臣命令の区域（案）について御説明いたします。 (別添資料 2に基づいて説明)
大内会長	事務局から説明がありましたが、御質問等がございましたらお願ひいたします。 毎年の予算はどれくらいか。
事務局（水田班長）	毎年若干の変動がありますが、2,000万円前後の予算規模となっております。
大内会長	材積で換算するとどれくらいか。
事務局（木村技術主任主査）	約300m <sup>3</sup> となっております。
大内会長	この事業は国が全額負担するものか。
事務局（水田班長）	はい。
大内会長	その他に御質問等はありますでしょうか。 ないようですので、協議事項の民有林関係（1）、（2）について他に御意見等がなければ、原案に対して異議なしということでおろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
大内会長	異議なしということで、協議事項の民有林関係については終了します。 それでは、引き続き協議事項国有林関係（3）宮城県内国有林における高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域指定（案）について、仙台森林管理署から説明をお願いいたします。
仙台森林管理署 佐藤主任森林整備官	それでは、国有林関係（3）宮城県内国有林における高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域指定（案）について説明させていただきます。 (別添資料 3に基づいて説明)

大内会長	仙台森林管理署から説明がありましたが、御質問等がございましたらお願ひいたします。
飯島副会長	宮城北部森林管理署管内については変更箇所が多いため準備が出来次第、本協議会で御意見を聴くので、その際はよろしくお願ひします。
大内会長	海岸林において今回新たに追加した箇所は薬剤散布をするために追加したのか。
仙台森林管理署 佐藤主任森林整備官	震災前は防災機能や景観機能等を有する松林を守るために指定しておりました。そのため、今回の追加指定は薬剤散布をする目的ではなく、震災後に植栽した松林を震災前と同様に守るために指定するものとなっております。
大内会長	県の海岸防災林では被害が数カ所でみられているが、国有林ではどうか。
仙台森林管理署 佐藤主任森林整備官	震災後に植林した箇所について、令和5年度に被害木が1本確認され、くん蒸処理を行いました。令和7年度は2本確認されました。引き続き職員の巡回を行い、被害が拡大していないか注視していきたいと考えております。
大内会長	国有林の海岸防災林において、高度公益機能森林に指定している箇所は何割くらいか。ほとんど指定しているということでよろしいか。
仙台森林管理署 佐藤主任森林整備官	資料3の6ページの高度公益機能森林の保全目的別・林班別新旧対照表より、高度公益機能森林の面積は当初より微増しております。国有林の海岸防災林は湿地や松林でない箇所を除いて、ほぼ指定している状況となっております。
大内会長	他に御質問等はありますでしょうか。それでは、協議事項の国有林関係(3)について他に御意見等がなければ、原案に対して異議なしということでよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
大内会長	異議なしということですので、以上をもちまして、協議事項については終了します。
司会	大内会長ありがとうございました。

## 5 情報提供

司会

続きまして、5の情報提供に移ります。

(1) 松くい虫被害とその対策についてまた、(2) 海岸防災林防除事業の概要について続けて事務局から説明させていただきます。

事務局（木村技術主任主査）

それでは説明させていただきます。

(別添資料4に基づいて説明)

司会

それではただいまの説明に対しまして、御質問等がございましたらお願ひいたします。

飯島副会長

有人ヘリと無人ヘリで飛行高度や散布する薬剤量に違いはあるのか。

事務局（木村技術主任主査）

有人ヘリは50m前後、無人ヘリは10m前後の高度で薬剤を散布しております。また、薬剤について、有人ヘリでは2.5倍液、無人ヘリでは5倍液の薬剤を使用しております。

飯島副会長

飛行高度が高いほどドリフトの影響があるが、無人ヘリは飛行高度が低いことから地上散布と同程度と考えられる。無人ヘリの散布によるドリフトの影響はどうか。

事務局（木村技術主任主査）

散布時に落下板と飛散板を設置し、ドリフトの影響を確認しております。飛散板を散布区域から10m離れた場所に設置いたしましたが、薬剤の飛散ではなく、ドリフトの影響がないことが確認されました。

事務局（水田班長）

散布中は風速を計測し、基準を超えた場合は散布を中止するため、基本的に無風の状況で散布を行っております。

飯島副会長

無人ヘリは風の影響を受けないのか。

事務局（木村技術主任主査）

基準値である風速3m/s以下の状況でしか飛行しないため、基準値以上の風による影響は分からないです。

司会

その他に何か御質問等ある方はいらっしゃいますか。

## 6 その他

司会

それでは、6のその他につきまして、委員の皆様から何かありますでしょうか。

## 7 閉会

司会

以上をもちまして、宮城県松くい虫防除対策協議会の一切を終了とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。